

令和7年（2025年）8月27日
建設委員会資料
まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課

中野三丁目地区に係る地区計画の変更及び自転車駐車場について

中野三丁目地区に係る中野駅西口地区地区計画（以下「地区計画」という。）の変更及び自転車駐車場について報告する。

1 地区計画の変更について

(1) 地区計画の変更(原案)について

① 説明会概要

	第一回	第二回
日 時	令和7年7月10日(木曜日) 19:00～20:30	令和7年7月12日(土曜日) 10:00～11:30
会 場	中野区産業振興センター	中野区産業振興センター
参 加 者 数	16名	20名

② 説明会における意見の概要及び意見に対する考え方

別紙1のとおり

③ 地区計画変更(原案)に係る公告、縦覧、意見書について

令和7年7月10日 地区計画(原案)の公告

令和7年7月10日～24日 地区計画(原案)の縦覧(窓口縦覧者:0名)

令和7年7月10日～31日 都市計画法に基づく意見書(2通)

意見書の要旨及び区の見解(別紙2のとおり)

(2) 地区計画の変更(案)について

別紙3のとおり(原案から変更なし)

2 自転車駐車場について

中野三丁目地区に新たに設置する自転車駐車場について、公益財団法人自転車駐車場整備センターと協議・調整を進めてきた。

この度、自転車駐車場の計画案がまとまったので別紙4のとおり報告する。

3 今後の予定について

令和7年 8月 自転車駐車場の説明会

令和7年10月 地区計画変更(案)の説明会、案公告・縦覧、意見書受付

令和8年 1月 都市計画審議会(諮問)

3月 変更決定・告示

「中野駅西口地区地区計画の変更（原案）説明会」における
意見の概要及び意見に対する考え方

1. 地区計画に関すること

No.	意見の概要	意見に対する考え方
【土地利用方針について】		
1	自転車駐車場を拠点施設からC地区に整備することにした理由は何か。	土地地区画整理事業でC地区に移転を希望される権利者がいなかったため、利便性の高い地上式の自転車駐車場が確保可能なC地区に整備することを考えている。
2	良好な住環境の形成を図るC地区に、なぜ自転車駐車場を整備するのか。	C地区での自転車駐車場の整備は、良好な住環境の形成に支障が無いと考えている。
【垣又はさくの構造の制限】		
3	C地区の「垣又はさくの構造の制限」について記載内容が良くわからない。また「その他区長が認めるもの」とは何か。	道路に面する側の垣又はさくの構造は生け垣又は透視可能なネットフェンス等としなければならないと定めている。しかし、「(1) 道路面から高さ 0.6m 以内のブロック塀又はこれに類するもの、(2) 門柱及び門柱に接続する長さが 1.2m 以下のブロック塀等、(3) その他区長が認めるもの」は設置可能である。なお、その他区長が認めるものは、案件ごとに個別に判断することになる。 また、中野区内の他地区的地区計画でも同様の定めがある。
【意見書の提出について】		
4	意見書が提出できる人は誰か。また、提出できる対象範囲を広げることはできないのか。	都市計画法により、区域内の土地所有者及び利害関係を有している方が対象と定められている。 案の段階では、意見書を提出できる対象者が拡がる。

2. その他

【自転車駐車場について】		
1	地上の自転車駐車場は、2階建てになるのか。	自転車駐車場の構造・建物規模は、計画中ではあるが、概ね2階程度を予定している。 具体的な施設計画については、説明会を開催する予定である。
2	自転車駐車場の利用時間は設ける予定か。夜に自転車の出入りがあると治安上良くないと思う。	自転車駐車場の整備・運営は、公益財団法人自転車駐車場整備センターが行う予定であるが、具体的な運営時間等は決まっていない。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
3	地下の自転車駐車場やラック式は、障がい者や高齢者にとって大変である。使いやすい自転車駐車場を考えてほしい。	様々な方が利用しやすいよう、当地区では利便性の高い地上式の自転車駐車場を確保したいと考えている。
4	自転車駐車場の整備箇所については、住民の皆様のご意見を聴いてから決定するべきではないかと思う。この周辺は小学校の通学路にも指定されているため、自転車との交錯も懸念される。	交通上の安全の観点から、歩行者と自転車の交通動線の交錯を少なくするために、自転車駐車場は駅直近ではなく駅から一定の距離を取ることが有効である。しかし、駅から離れすぎると、自転車駐車場が使われなくなり、通学路上に放置自転車が増え、小学生の支障になることも考えられる。 区域内の安全性や利便性を総合的に考慮すると、自転車駐車場はC地区に整備することが適切であると考えている。ただし、自転車駐車場の施設計画については、地域の方からの意見を参考としながら、計画していきたい。
5	自転車駐車場は、通学路に近く危険である。また、自転車と歩行者の動線交錯が生じるか心配である。	歩行者は歩道や路側帯の内側を歩き、自転車はナビマークが設置された車道を通行するため、動線の交錯は生じないものと考えている。なお、通学路部分には歩道が整備されている。
【交通量調査について】		
6	拠点施設の西側道路は通学路になっているが、小学生の他に私立の学生なども通る。誰を対象に調査したのか。	調査対象者は、小学生の他、小学生以外の通行者全員を対象に調査している。
7	交通量調査は、何時に調査をしたのか。また、どの位の間隔で調査したのか。	朝ピークの7時30分から9時まで10分単位で調査を実施した。 桃花小学校へ向かう小学生は8時前の10分間で10人がピークであった。 自転車のピークは、他の自転車駐車場の事例から8時から9時が一番出入りが多いことが確認されており、全体の30%を占めていた。この結果を三丁目の自転車駐車場約500台に照らして計算すると、1分間に3台くらいになり、余裕があると考えている。
8	計画通りの台数が1分間に必ず来るわけではなく、歩道があるのも自転車駐車場があるところだけである。自転車駐車場まで来るところの交通はどのように考	自転車駐車場整備予定付近が一番交通量が多いため、計画する自転車駐車場直近の交通量調査を行っている。一方、自転車駐車場から離れるほど交通が分散される。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
	えているのか。	
【拠点施設について】		
9	拠点施設には何ができるのか。	拠点施設は民間の計画であるが、現在の計画では店舗や住宅が入ると聞いている。
10	拠点施設はUR・近鉄不動産が所有とのことだが、スケジュールなどは聞いているのか。また、どのような計画か教えてほしい。	令和7年3月末に近鉄不動産が周辺の方を対象に説明会を実施したと聞いている。今後条例に基づく説明会も実施すると聞いている。3月の説明会資料では、建物高さは49.99mで、工期は2025年度後半から2028年度予定となっている。
11	拠点施設を利用する人は、C地区の自転車駐車場を利用するのか。また、拠点施設内の自転車駐車場は足りているのか。	拠点施設を利用する人は、附置義務で整備される拠点施設内の自転車駐車場を使用することになる。C地区に整備する自転車駐車場は、主に駅の利用者等を対象としている。
【その他】		
12	C地区は工事で盛土がされており、雨が降った際に隣の敷地に水が流れ込んでくるため、ブロック等の設置をお願いしたい。	個別の事案のため、別途確認させていただく。
13	「みどりの保護と育成に関する条例」は、今回変更する地区計画ではどのような取り扱いになっているのか教えて欲しい。	地区計画で、「みどりの保護と育成に関する条例」に関する規定はなく、別々に届出をしていただくこととなる。
14	団町東地区、団町西地区の建物はどのような用途の建物が建設されるのか。	主な用途としては住宅。ただし団町東地区については一番駅側がオフィス、また商業の店舗も入る。一番西側は住宅のみ。団町西地区は基本的に住宅棟となる。
15	建物の高さ（中野二丁目、団町東、団町西）はどれくらいなのか。	中野二丁目は住宅棟・オフィス棟があり一番高いところで住宅棟の約147mとなる。 団町東地区は一番高いところで25階建ての約91m、団町西地区も25階建てで約90mとなる。
16	昔は中野駅北口・南口には円形の花壇があったが、現在は花壇も緑もなく暑い。 中野は樹幹被覆率が低いが、これからの中ちづくりは人が住みやすくなることを考えてほしい。	南口の以前円形花壇があったところは、現在雨水貯留槽の整備を行っているが、完成後は樹木を配置する予定である。 北口も工事中であり樹木はない状態であるが、地区に定めた緑化方針に基づいて、樹木を配置する予定である。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
17	区からURへ売却した土地をなぜ再度、区が買い戻すのか理由を教えてほしい。	平成26年当時は中野駅の開業が令和2年だったことから、開業に合わせて駅前広場などの基盤整備や拠点施設の整備を行うためには、土地区画整理事業が有効である。このため、全国的に土地区画整理事業の実績があり、経験と知見を有するURに土地の売却を行った。

意見書の要旨及び区の見解

« 中野駅西口地区に係る都市計画変更原案について »

意見書の要旨

中野駅西口地区の都市計画変更原案を、令和7年7月10日から2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第16条第2項の規定に基づく中野区地区まちづくり条例第18条第3項により、2通（3件）の意見書の提出があった。その意見の要旨は次のとおりである。
なお、都市計画の種類及び名称は次のとおりである。

中野駅西口地区の都市計画変更原案

・東京都市計画地区計画 中野駅西口地区地区計画

名 称	意 見 書 の 要 旨	中 野 区 の 見 解
中野駅西口 地区地区計 画	<p>I 賛成の意見に関するもの なし</p> <p>II 反対の意見に関するもの</p> <p>1 自転車駐車場の設置場所変更の経緯、拠点施設外への設置による変更について異議を唱える。</p> <p>III その他の意見に関するもの</p> <p>2 地区計画区域外の近隣の土地所有者等に対して配慮が必要であるが、自転車駐車場と拠点施設の説明がされていないことに異議を唱える。</p> <p>3 C地区の自転車駐車場の位置及び建物イメージを明確にしてほしい。</p>	<p>II 反対の意見に関するもの</p> <p>1 これまで自転車駐車場は、拠点施設内に整備することとしてきたが、土地区画整理事業の進捗を踏まえ、自転車駐車場の整備検討を深度化したところ、拠点施設外に設置した方が、区民サービス及び施設管理について効果的であると考えたため、地区計画では地区内に整備することとしている。</p> <p>III その他の意見に関するもの</p> <p>2 地区計画は「中野区地区まちづくり条例」の規定により、都市計画原案を作成し、地区計画区域内の地権者等からの意見書を踏まえて都市計画案を作成することになっている。</p> <p>地区計画変更（原案）の説明会は、地区計画区域外の土地所有者等にも周知を行っている。</p> <p>なお、自転車駐車場と拠点施設については、近隣の皆様へ別途説明する。</p> <p>3 自転車駐車場については、近隣の皆様へ別途説明する。</p>

中野駅西口地区地区計画の変更（案）について

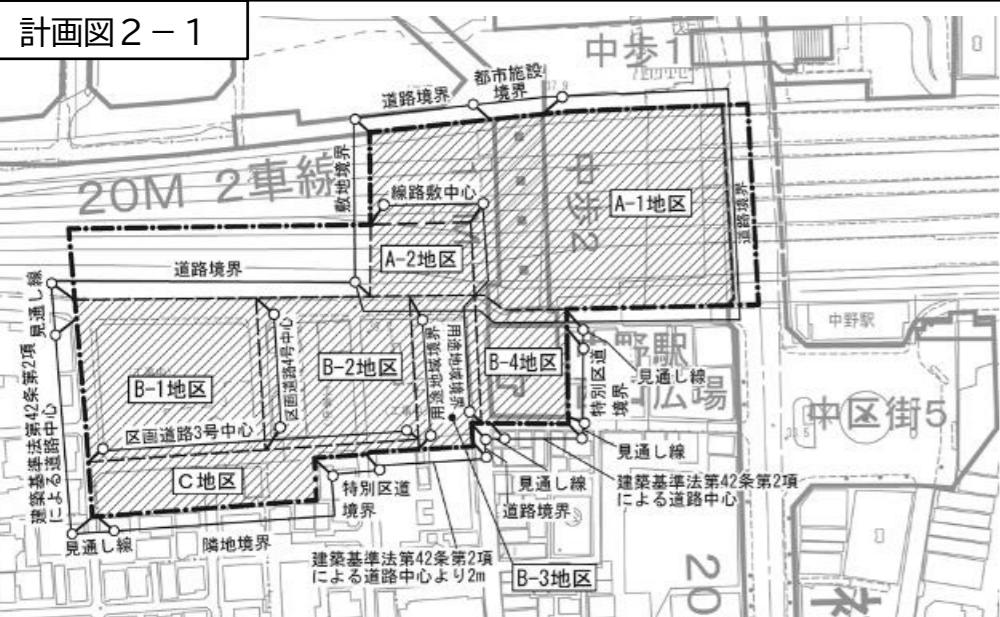
《地区計画》

6. 地区整備計画

6-1. 位置 中野区中野三丁目及び中野四丁目各地内

6-2. 面積 約 2.0ha

計画図2-1



6-3. 地区施設の配置及び規模

計画図2-2



名称	幅員	延長	備考
区画道路1号	9m	約180m	既存拡幅
区画道路2号	6m (8m)	約55m	既存拡幅
区画道路3号	8m	約130m	新設・既存拡幅
区画道路4号	6m	約40m	新設
区画道路5号	8m	約40m	既存拡幅
区画道路6号	8m	約35m	既存拡幅
区画道路7号	2m (4m)	約15m	既存拡幅
区画道路8号	4m	約15m	新設
()は地区外を含めた全幅員			

6-4. 建築物等に関する事項

■建築物等の用途の制限

A-1地区、A-2地区

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。

B-1地区、B-2地区、B-3地区

次に掲げる建築物を建築してはならない。

- 1階を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿（以下「住宅等」という。）の用に供するもの。ただし、住宅等の用に供する玄関、階段、昇降機、管理室、ごみ置場、機械室、倉庫、駐車場、自転車駐車場その他区長が認めるものは除く。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に該当する営業の用に供するもの。

■建築物の容積率の最高限度

A-1地区 10分の60

A-2地区 10分の40

B-3地区 10分の40^{※1}

C地区 10分の20^{※2}

B-1地区、B-2地区、B-3地区

区域の特性に応じた容積率の最高限度（目標容積率）

10分の40

ただし、建築基準法第59条の2第1項（総合設計）の規定に基づき許可を受けた建築物については、その許可の範囲内において、上記限度を超えるものとすることができます。

公共施設の整備の状況に応じた容積率の最高限度（暫定容積率）

- 地区施設の道路の道路供用開始告示前は10分の20又はW×0.4のいずれか小さい方の数値とする。^{※3}
- 地区施設の道路の道路供用開始告示後は10分の40とする。^{※1}

※1 ただし、建築基準法第59条の2第1項（総合設計）の規定に基づき許可を受けた建築物については、その許可の範囲内において、上記限度を超えるものとすることができます。

※2 ただし、区画道路7号のみに接する敷地については10分の18とし、区画道路8号のみに接する敷地については10分の16とする。

※3 Wは、前面道路（前面道路が2以上ある時は、その幅員の最大のもの。）の幅員のメートルの数値とする。

■建築物の建ぺい率の最高限度

A-1地区、A-2地区

10分の8

- 建ぺい率の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で建築基準法第53条第3項第二号の規定により特定行政庁が指定するものの内にある建築物にあっては上記に定める数値に10分の1を加えたものをもって上記に定める数値とする。
- 耐火建築物にあっては建ぺい率の規定は適用しない。

■建築物の容積率の最高限度

B-1地区 1000m²

B-2地区、B-3地区 60m²^{※4}

C地区 60m²^{※4}

※4 ただし、土地区画整理事業による換地（仮換地を含む。）面積が60m²未満の場合においては、当該換地面積とする。

■建築物等の高さの最高限度

A-1地区、A-2地区

建築物の高さの最高限度は、GL + 31mとする。
(GLはT.P. + 47.9mとする。)

B-1地区、B-2地区、B-3地区

建築物の高さの最高限度は、GL + 31mとする。
(GLは地盤面の高さとする。)

ただし、建築基準法第59条の2第1項（総合設計）の規定に基づき許可を受けた建築物についてはGL + 50mとする。

C地区

建築物の高さの最高限度は、GL + 20mとする。
(GLは地盤面の高さとする。)

■壁面の位置の制限

A-1地区、A-2地区（計画図3-1参照）

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は建築敷地（人工地盤）の境界線より3m後退した線（計画図3-1に表示する1号壁面線。ただし、重複利用区域を除く。）を超えて建築してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物等はこの限りではない。

- 道路一体建築物と道路上に設けられた西側南北通路とを接続するための歩行者デッキ及び歩行者デッキ上に設けられた歩行者の安全性を確保するために必要な屋上、ひさしの部分その他これらに類する建築物等の部分
- 道路一体建築物の人工地盤を支える構造物
- 公益上必要な施設等で当該建築物の敷地内に存するもの

中野駅西口地区地区計画の変更（案）について

《地区計画》

B-1地区、B-2地区、B-3地区

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画図2-2に表示する区画道路の境界線までの距離は、計画図2-3に表示する数値以上とする。

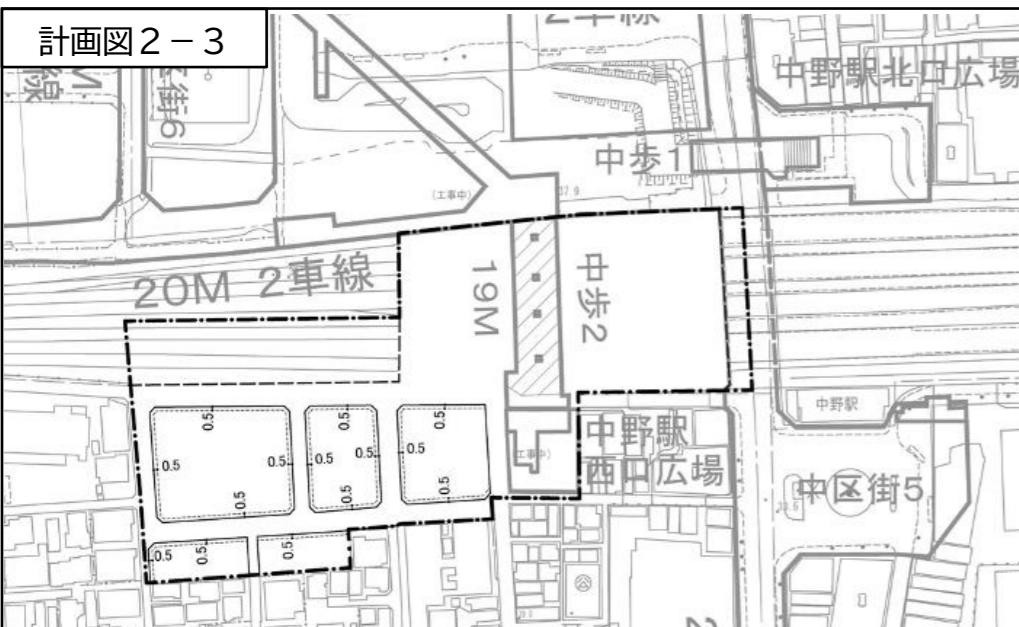
ただし、公益上必要な施設等で当該建築物の敷地内に存するもの並びに落下防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要なひさしについてはこの限りではない。

C地区

1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画図2-2に表示する区画道路の境界線までの距離は、計画図2-3に表示する数値以上とする。

ただし、公益上必要な施設等で当該建築物の敷地内に存するもの並びに落下防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要なひさしについてはこの限りではない。

2. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.5m以上としなければならない。



■壁面後退区域における工作物の設置の制限

B-1地区、B-2地区、B-3地区、C地区

壁面の位置の制限により建築物が後退した区域においては、門、戸、広告物、看板その他歩行者の通行の妨げになるような工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なものについてはこの限りではない。

■建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

A-1地区、A-2地区、B-1地区、B-2地区、B-3地区、B-4地区、C地区

1. 建築物及び工作物は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。
2. 建築物及び工作物は、歩行者の安全で快適な通行に配慮したものとする。
3. 屋外広告物は、建築物との一体性、歩行者空間との調和等に配慮した設置位置、形態、規模、意匠等とし、良好な都市景観の形成に寄与するものとする。

A-1地区、A-2地区

西側南北通路に面する店舗、飲食店等商業施設の正面部分は、にぎわいの形成と快適な歩行空間との連続性に配慮したものとする。

B-1地区、B-2地区、B-3地区

区画道路に面する店舗、飲食店等商業施設の正面部分は、にぎわいの形成と快適な歩行空間との連続性に配慮したものとする。

■垣又はさくの構造の制限

C地区

道路に面する側の垣又はさくの構造は生け垣又は透視可能なネットフェンス等としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- (1)道路面から高さ0.6m以内のブロック垣又はこれに類するもの
- (2)門柱及び門柱に接続する長さが1.2m以下のブロック垣等
- (3)その他区長が認めるもの

6-5. 立体道路に関する事項

■都市計画道路の名称

東京都市計画道路 特殊街路中野歩行者専用道第2号線

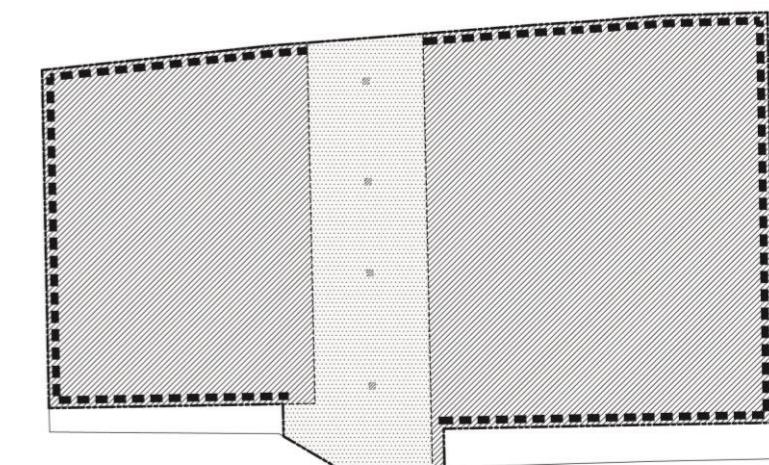
■重複利用区域

計画図表示のとおり

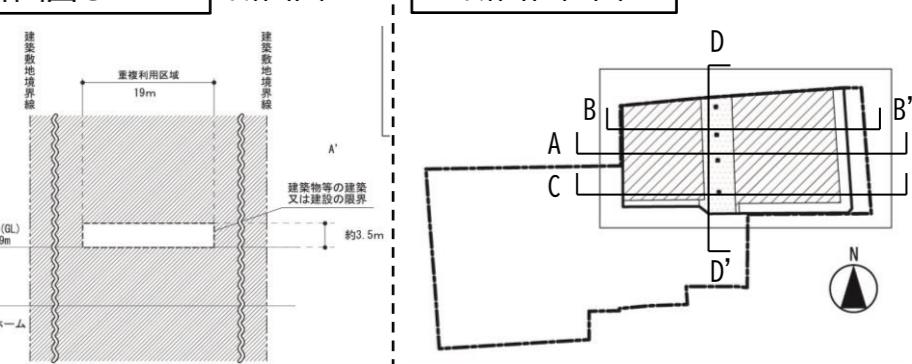
■建築物等の建築又は建設の限界

計画図表示のとおり

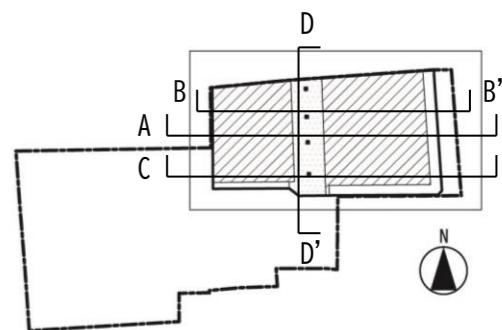
計画図3-1 平面図



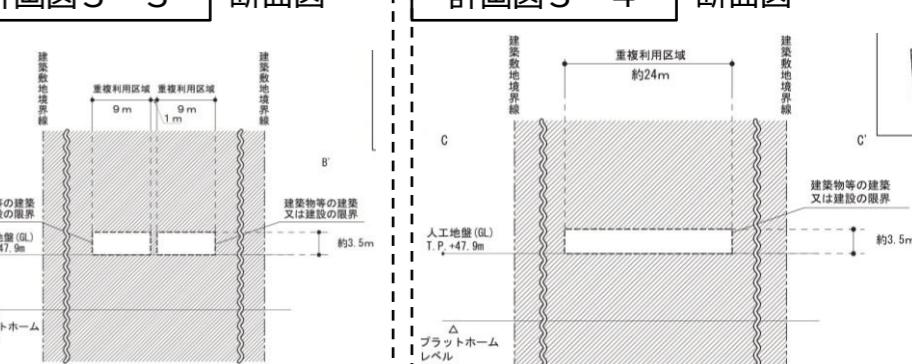
計画図3-2 断面図



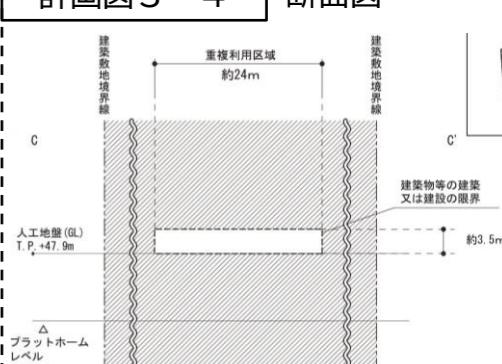
断面位置図



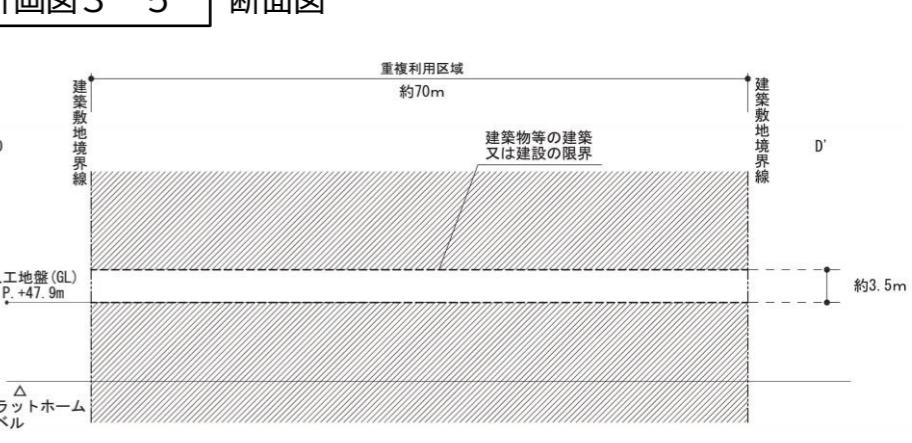
計画図3-3 断面図



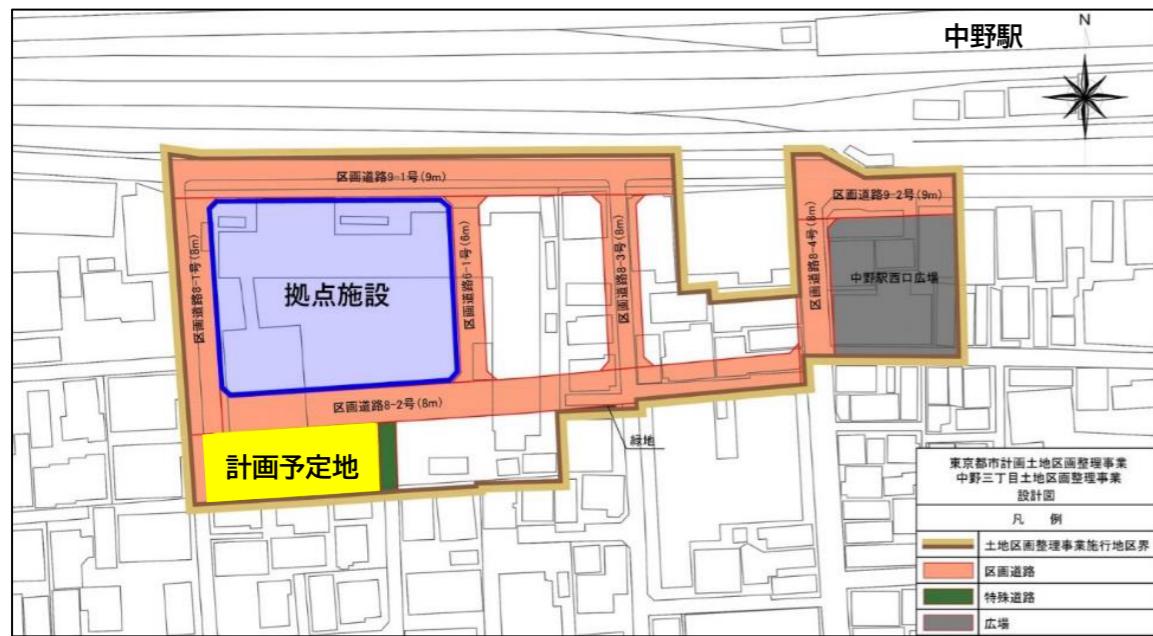
計画図3-4 断面図



計画図3-5 断面図



■中野三丁目自転車駐車場 位置図



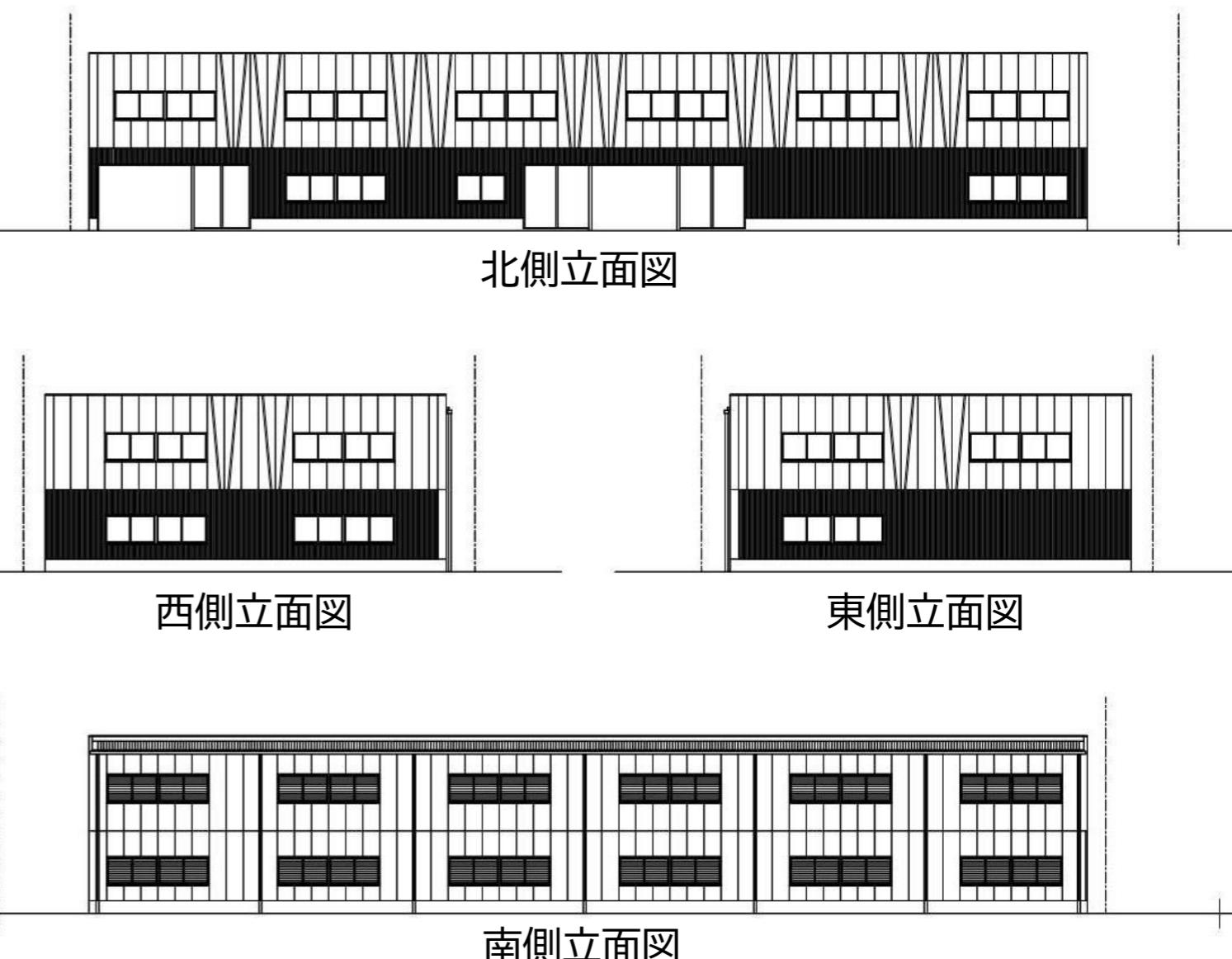
■中野三丁目自転車駐車場 計画予定地、構造、収容台数

計画予定地 中野区中野三丁目40番

構造 鉄骨造地上2階建て

収容台数 自転車 約550台

■中野三丁目自転車駐車場 立面図



※使用している図は現時点のものであり、今後の協議などにより変更となる場合があります。

■中野三丁目自転車駐車場 配置図・平面図（1～2階）

